



# 鳥取県公報

平成17年 3月29日(火)  
号外第52号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(43)(審査指導室)..... 1

——— 公布された条例のあらまし ———

### 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

#### 1 鳥取県手数料徴収条例の一部改正

- (1) 第一種医薬品製造販売業の許可に係る手数料の額を1件につき149,800円とする等、医薬品等の承認、許可等に係る手数料の額を定めることとした。(第2条関係)
- (2) 小型船舶の検査、船籍票の書換え交付等の事務に係る手数料の規定を削ることとした。(第2条関係)
- (3) 特殊車両の通行許可に係る手数料の額を、1通行経路につき200円(現行 1件につき1,500円)とすることとした。(第2条関係)
- (4) 保育士試験の実施に係る手数料は、保育士試験の実施に関する事務を行う者に納めることとすることとした。(第2条関係)
- (5) その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 2 鳥取県保健所条例の一部改正

保健所において行う業務に関し徴収する手数料のうち、BCG経皮接種の実施に係る手数料を廃止することとした。(第4条関係)

#### 3 鳥取県立歯科衛生専門学校の設定及び管理に関する条例の一部改正

鳥取県立歯科衛生専門学校の授業料の額を、月額21,900円(現行 月額9,400円)に引き上げることとした。(第4条関係)

#### 4 鳥取県衛生環境研究所の設定及び管理に関する条例の一部改正

- (1) 鳥取県衛生環境研究所が依頼に基づいて行う試験又は検査に係る手数料の額等を次のとおり改定することとした。(別表第2関係)

改 正 後				現 行		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額	
薬品 若し くは 化粧品 試験 又は 衛生材	規格試験 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するもの、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1件につき	14,430円	薬品 試験 公定書規格試験	1件につき	23,730円
				定性試験	1成分につき	1,860円
	その他のも	1件につき	33,140円	衛生材料又は医療用具規格試験	1件につき	19,430円
				化粧品 原料基準規格試験	1件につき	17,200円
前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解	1成分につき	4,883円	化粧品 定性試験	1成分につき	2,130円	
			化粧品 定量試験	1成分につき	5,350円	

料若しくは医療用具規格試験	成分するもの	その他これに類するもの			試験			
	試験	前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うもの	1成分につき	12,285円				
	試験	その他これに類する程度の前処理を行うもの						
		その他のもの	1成分につき	22,619円				
ウイルス検査			1種目につき	16,206円	ウイルス検査	1種目につき	7,620円	

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

#### 5 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 学生が体育館を一般利用する場合の使用料を無料にすることとした。(別表関係)

(2) スポーツ教室参加料について、次のとおり変更することとした。(別表関係)

区 分		金額(1人1課程につき)	
改正後	改正前	改正後	現 行
児童又は中学校の生徒		1,470円	810円
高等学校の生徒 又は学生	高等学校の生徒	1,980円	1,100円
一般人	学生又は一般人	2,460円	1,370円

#### 6 鳥取県産業技術センター条例の一部改正

(1) 鳥取県産業技術センターが行う分析業務等に係る手数料の額等をそれぞれ次のとおりとすることとした。(別表第2関係)

区 分		改 正 後		現 行		
		単 位	金 額	単 位	金 額	
分析	電子線微小部分分析装置による定性分析	1成分につき	2,790円	1成分につき	2,950円	
	エックス線分析顕微鏡による定性分析	1件につき	2,380円	-		
	炭水化物の算出	削除		1件につき	260円	
	エネルギーの計算	削除		1件につき	260円	
	食物繊維の特殊定量分析	1件につき	32,540円			
	栄養成分の特殊定量分析	基礎6成分(水分、たんぱく質、脂質、灰分、炭水化物及びエネルギー)の分析	1件につき	19,640円	-	
		基礎8成分(水分、たんぱく質、脂質、灰分、食物繊維、炭水化物、糖質及びエネルギー)の分析	1件につき	52,440円	-	
	高速液体分離分析装置(高速液体クロマトグラフ)による特殊定量分析	1件につき	16,260円	-		
	気体分離分析装置(ガスクロマトグラフ)による特殊定量分析	1件につき	31,050円	-		
	エックス線分析顕微鏡による特殊定量分析	1成分につき	4,700円	-		
グロー放電発光分光分析装置による分析	1件につき	5,020円	-			
試験	紙の引張試験	1件につき	2,190円	1件につき	1,960円	

	紙の引裂試験、耐折試験又は柔軟度試験	1 件につき	1,840円	1 件につき	1,620円	
	木質材料の強度試験	1 件につき	1,160円	1 件につき	970円	
	木質材料又は木製品の接着強度試験	1 件につき	2,720円	1 件につき	2,280円	
	インストロン型試験機による金属の引張試験、曲げ試験又は圧縮試験	常温試験	1 件につき	1,420円	1 件につき	1,550円
高温試験		削除		1 件につき	8,370円	
低温試験		削除		1 件につき	8,500円	
加工	木材の人工乾燥	1 日につき	6,070円	1 日につき	4,760円	
写真	電子顕微鏡写真	1 枚につき	6,730円	1 枚につき	7,360円	

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 鳥取県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例の一部改正

学生が国際農業交流会館を利用する場合の使用料を無料にすることとした。(第9条関係)

8 鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正

(1) 農業試験場において行う土壌等の分析に係る手数料について、その都度知事が定めることとしている手数料のうち、次の表の左欄の区分における同表の中欄に掲げる分析に係る手数料の額を、同表の右欄に掲げるとおりとして条例上規定することとした。(別表関係)

土壌分析	クロム又はニッケルの分析	1 成分につき	6,590円
かんがい水分析	懸濁物質の分析	1 件につき	2,960円
肥料分析	置換容量又は炭素(腐植)の分析	1 成分につき	2,960円
	水素イオン濃度又は電気伝導度の分析	1 項目につき	2,620円
	水銀の分析	1 成分につき	6,590円

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

9 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正

(1) 林業試験場において行う木材に関する試験に係る手数料のうち、環境試験に係る手数料の額等を次のとおり改定することとした。(別表関係)

改 正 後			現 行	
区 分	金 額 ( 1 件 )		区 分	金 額 ( 1 件 )
環境試験	燃焼試験	1,080円	環境試験	1,080円
	含水率試験	4,160円 1 試験片増すごとに 400円を加算する。		

(2) 林業試験場において行う木材に関する試験に係る手数料について、強度試験、実大強度試験、接着強度試験、環境試験及び物性試験以外の試験に係る区分を新たに設け、その都度知事が定める額の手数料を徴収することとした。(別表関係)

10 鳥取県都市公園条例の一部改正

(1) 学生が布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンドを一般利用する場合等の使用料を無料にすることとした。(別表第4関係)

(2) 学生が布勢総合運動公園の陸上競技場のグラウンドを専用利用する場合等の使用料の額を引き下げることにした。(別表第4関係)

11 鳥取県警察手数料条例の一部改正

(1) 放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録及び登録更新の事務について手数料を徴収するこ

ととし、その額を定めることとした。(第2条関係)

(2) 駐車監視員資格者証の交付等の事務について手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。(第2条関係)

(3) 運転免許証の交付等に係る手数料の額を引き下げることとした。(第2条関係)

12 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

学生が鳥取県立大山自然の家等を利用する場合の使用料を無料にすることとした。(別表関係)

13 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 学生に係る通常展示の入館料を無料にすることとした。(別表関係)

(2) 展示室等の使用料の額を次のとおり引き下げることとした。(別表関係)

区 分	金 額	
	改正後	現 行
第1展示室	半日につき 10,760円	半日につき 10,810円
第2展示室	半日につき 10,760円	半日につき 10,810円
講堂	1日につき 8,600円	1日につき 8,610円

(3) 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用する場合には、使用料に次の額を加算することとした。

(別表関係)

第1展示室	1時間につき 2,690円
第2展示室	1時間につき 2,690円
第3展示室	1時間につき 2,100円
講堂	1時間につき 1,070円

(4) その他所要の規定の整備を行うこととした。

14 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 学生が武道館又は米子屋内プールのトレーニングホールを一般利用する場合の使用料を無料にすることとした。(別表第1、別表第2関係)

(2) 学生が米子屋内プールを一般利用する場合等の使用料の額を引き下げることとした。(別表第1、別表第2関係)

15 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 学生が体育館を一般利用する場合の使用料を無料にすることとした。(別表関係)

(2) スポーツ教室参加料について、次のとおり変更することとした。(別表関係)

区 分		金額(1人1課程につき)	
改正後	改正前	改正後	現 行
児童又は中学校の生徒		1,470円	810円
高等学校の生徒又は学生	高等学校の生徒	1,980円	1,100円
一般人	学生又は一般人	2,460円	1,370円

16 鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正

日野川工業用水道に係る料金のうち米子市石州府工業団地以外の区域に係る料金を次のとおり改定することとした。(別表第1関係)

改 正 後		現 行	
区 分	料 金	区 分	料 金
基本料金	基本使用水量 1 立方メートルに つき 20円	基本料金	基本使用水量 1 立方メートルに つき 18円
特定料金	特定使用水量 1 立方メートルに つき 20円 (特別の理由が あるときは20円 以下で知事が別 に定める額)	特定料金	特定使用水量 1 立方メートルに つき 18円 (特別の理由が あるときは18円 以下で知事が別 に定める額)
超過料金	超過使用水量 1 立方メートルに つき 40円	超過料金	超過使用水量 1 立方メートルに つき 36円

## 17 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

- ( 1 ) 非紹介患者初診加算料について、紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額（現行 420円）とすることとした。（別表第 1 関係）
- ( 2 ) 180日を超えた日以後の入院について、長期入院診療料を徴収することとし、その額を定めることとした。（別表第 1 関係）
- ( 3 ) その他所要の規定の整備を行うこととした。

## 18 施行期日等

- ( 1 ) この条例は、平成17年 4月 1日から施行することとした。ただし、11の( 1 )及び( 2 )並びに18の( 2 )の一部は道路交通法の一部を改正する法律の関係規定の施行の日から、17の( 1 )は平成17年 5月 1日から、17の( 2 )は同年10月 1日から、18の( 2 )の一部は公布の日から施行することとした。
- ( 2 ) 所要の経過措置を講ずることとした。

---

## 条 例

---

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第43号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

( 鳥取県手数料徴収条例の一部改正 )

第 1 条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場

合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(手数料の徴収)  <b>第2条</b> 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。                  (1)~(55の3) 略  <u>(55の4) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可</u> 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1 医薬品の製造販売業</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 薬事法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品(以下「第一種医薬品」という。)を製造販売するもの((3)に掲げるものを除く。以下「第一種医薬品製造販売業」という。)</td> <td style="text-align: right;">1件につき 149,800円</td> </tr> <tr> <td>(2) 第一種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの((3)に掲げるものを除く。以下「第二種医薬品製造販売業」という。)</td> <td style="text-align: right;">1件につき 131,600円</td> </tr> <tr> <td>(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を製造販売するもの(以下「薬局製造販売業」という。)</td> <td style="text-align: right;">1件につき 7,400円</td> </tr> <tr> <td><b>2 医薬部外品の製造販売業</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 医薬部外品を製造販売するもの((2)に掲げるものを除く。)</td> <td style="text-align: right;">1件につき 131,600円</td> </tr> <tr> <td>(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの</td> <td style="text-align: right;">1件につき 58,800円</td> </tr> <tr> <td><b>3 化粧品</b>の製造販売業</td> <td style="text-align: right;">1件につき 58,800円</td> </tr> <tr> <td><b>4 医療機器</b>の製造販売業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	<b>1 医薬品の製造販売業</b>		(1) 薬事法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品(以下「第一種医薬品」という。)を製造販売するもの((3)に掲げるものを除く。以下「第一種医薬品製造販売業」という。)	1件につき 149,800円	(2) 第一種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの((3)に掲げるものを除く。以下「第二種医薬品製造販売業」という。)	1件につき 131,600円	(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を製造販売するもの(以下「薬局製造販売業」という。)	1件につき 7,400円	<b>2 医薬部外品の製造販売業</b>		(1) 医薬部外品を製造販売するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 131,600円	(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1件につき 58,800円	<b>3 化粧品</b> の製造販売業	1件につき 58,800円	<b>4 医療機器</b> の製造販売業		<p>(手数料の徴収)  <b>第2条</b> 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。                  (1)~(55の3) 略</p>
区 分	金 額																				
<b>1 医薬品の製造販売業</b>																					
(1) 薬事法第49条第1項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品(以下「第一種医薬品」という。)を製造販売するもの((3)に掲げるものを除く。以下「第一種医薬品製造販売業」という。)	1件につき 149,800円																				
(2) 第一種医薬品以外の医薬品を製造販売するもの((3)に掲げるものを除く。以下「第二種医薬品製造販売業」という。)	1件につき 131,600円																				
(3) 薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品を製造販売するもの(以下「薬局製造販売業」という。)	1件につき 7,400円																				
<b>2 医薬部外品の製造販売業</b>																					
(1) 医薬部外品を製造販売するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 131,600円																				
(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1件につき 58,800円																				
<b>3 化粧品</b> の製造販売業	1件につき 58,800円																				
<b>4 医療機器</b> の製造販売業																					

(1) 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器を製造販売するもの(以下「第一種医療機器製造販売業」という。)	1件につき 149,800円
(2) 薬事法第2条第6項に規定する管理医療機器を製造販売するもの(以下「第二種医療機器製造販売業」という。)	1件につき 131,600円
(3) 薬事法第2条第7項に規定する一般医療機器を製造販売するもの(以下「第三種医療機器製造販売業」という。)	1件につき 95,000円

(55の5) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
<b>1 医薬品の製造販売業</b>	
(1) 第一種医薬品製造販売業	1件につき 138,000円
(2) 第二種医薬品製造販売業	1件につき 115,000円
(3) 薬局製造販売業	1件につき 4,000円
<b>2 医薬部外品の製造販売業</b>	
(1) 医薬部外品を製造販売するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 115,000円
(2) 薬事法施行令第20条第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品のみを製造販売するもの	1件につき 47,100円
<b>3 化粧品の製造販売業</b>	1件につき 47,100円
<b>4 医療機器の製造販売業</b>	
(1) 第一種医療機器製造販売業	1件につき 138,000円
(2) 第二種医療機器製造販売業	1件につき 115,000円
(3) 第三種医療機器製造販売業	1件につき 69,900円

(56) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(56) 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品（薬事法第2条第13項に規定する体外診断用医薬品（以下「体外診断用医薬品」という。）を除く。）の製造業	
（1）薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号に該当するもの（（4）に掲げるものを除く。以下「無菌医薬品製造業」という。）	1件につき 90,000円
（2）薬事法施行規則第26条第1項第4号に該当するもの（（4）に掲げるものを除く。以下「一般医薬品製造業」という。）	1件につき 85,000円
（3）薬事法施行規則第26条第1項第5号に該当するもの（（4）に掲げるものを除く。以下「医薬品包装等製造業」という。）	1件につき 47,600円
（4）薬局製造販売医薬品を製造するもの（以下「薬局製造業」という。）	1件につき 11,000円
2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造業	
（1）薬事法施行規則第26条第2項第2号に該当するもの（以下「一般体外診断用医薬品製造業」という。）	1件につき 85,000円
（2）薬事法施行規則第26条第2項第3号に該当するもの（以下「体外診断用医薬品包装等製造業」という。）	1件につき 47,600円
3 医薬部外品の製造業	
（1）薬事法施行規則第26条第3項第1号に該当するもの（以下「無菌医薬部外品製造業」という。）	1件につき 44,800円
（2）薬事法施行規則第26条第3項第2号に該当するもの（以下「一般医薬部外品製造業」という。）	1件につき 39,900円
（3）薬事法施行規則第26条第3項第3号に該当するもの（以下「医薬部外品包装等製造業」という。）	1件につき 33,500円
4 化粧品の製造業	
（1）薬事法施行規則第26条第4項第1号に該当するもの（以下「一般化粧品製造業」という。）	1件につき 39,900円
（2）薬事法施行規則第26条第4	1件につき

区 分	金 額
1 医薬品の製造業	
（1）薬事法施行令第1条の2の2第1項第1号から第8号までに掲げる医薬品（以下「特別審査対象外医薬品」という。）のみを製造するもの（（2）に掲げるものを除く。）	1件につき 69,400円
（2）薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造するもの（以下「薬局製造業」という。）	1件につき 11,000円
（3）その他のもの	1件につき 114,000円
2 医薬部外品の製造業	
（1）薬事法施行令第1条の2の2第2項に規定する医薬部外品以外の医薬部外品（以下「特別審査対象外医薬部外品」という。）のみを製造するもの	1件につき 34,800円
（2）その他のもの	1件につき 79,400円
3 化粧品の製造業	1件につき 34,800円
4 医療用具の製造業	
（1）薬事法施行令別表第2に掲げる医療用具（以下「特別審査対象外医療用具」という。）のみを製造するもの（（2）に掲げるものを除く。）	1件につき 69,400円
（2）専ら既存の医療用具の修理を行うもの（以下「医療用具専業修理業」という。）	1件につき 69,400円
（3）その他のもの	1件につき 114,000円

項第2号に該当するもの(以下「化粧品包装等製造業」という。)	33,500円
<b>5 医療機器の製造業</b>	
(1) 薬事法施行規則第26条第5項第2号に該当するもの(以下「滅菌医療機器製造業」という。)	1件につき 90,000円
(2) 薬事法施行規則第26条第5項第3号に該当するもの(以下「一般医療機器製造業」という。)	1件につき 85,000円
(3) 薬事法施行規則第26条第5項第4号に該当するもの(以下「医療機器包装等製造業」という。)	1件につき 47,600円


(57) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

(57) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第12条第3項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の更新 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
<b>1 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造業</b>	
(1) 無菌医薬品製造業	1件につき 50,700円
(2) 一般医薬品製造業	1件につき 48,000円
(3) 医薬品包装等製造業	1件につき 24,100円
(4) 薬局製造業	1件につき 5,600円
<b>2 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造業</b>	
(1) 一般体外診断用医薬品製造業	1件につき 48,000円
(2) 体外診断用医薬品包装等製造業	1件につき 24,100円
<b>3 医薬部外品の製造業</b>	
(1) 無菌医薬部外品製造業	1件につき 26,100円
(2) 一般医薬部外品製造業	1件につき 25,200円
(3) 医薬部外品包装等製造業	1件につき 24,100円
<b>4 化粧品の製造業</b>	
(1) 一般化粧品製造業	1件につき 25,200円
(2) 化粧品包装等製造業	1件につき 24,100円
<b>5 医療機器の製造業</b>	

区 分	金 額
<b>1 医薬品の製造業</b>	
(1) 特別審査対象外医薬品のみを製造するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 47,600円
(2) 薬局製造業	1件につき 5,600円
(3) その他のもの	1件につき 83,100円
<b>2 医薬部外品の製造業</b>	
(1) 特別審査対象外医薬部外品のみを製造するもの	1件につき 22,200円
(2) その他のもの	1件につき 57,700円
<b>3 化粧品の製造業</b>	1件につき 22,200円
<b>4 医療用具の製造業</b>	
(1) 特別審査対象外医療用具のみを製造するもの((2)に掲げるものを除く。)	1件につき 47,600円
(2) 医療用具専業修理業	1件につき 47,600円
(3) その他のもの	1件につき 83,100円

(1) 滅菌医療機器製造業	1件につき 50,700円
(2) 一般医療機器製造業	1件につき 48,000円
(3) 医療機器包装等製造業	1件につき 24,100円

--	--

(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第5項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
<b>1 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）の製造業</b>	
(1) 無菌医薬品製造業	1件につき 81,000円
(2) 一般医薬品製造業	1件につき 77,000円
(3) 医薬品包装等製造業	1件につき 41,300円
<b>2 医薬品（体外診断用医薬品に限る。）の製造業</b>	
(1) 一般体外診断用医薬品製造業	1件につき 77,000円
(2) 体外診断用医薬品包装等製造業	1件につき 41,300円
<b>3 医薬部外品の製造業</b>	
(1) 無菌医薬部外品製造業	1件につき 39,200円
(2) 一般医薬部外品製造業	1件につき 35,700円
(3) 医薬部外品包装等製造業	1件につき 30,700円
<b>4 化粧品製造業</b>	
(1) 一般化粧品製造業	1件につき 35,700円
(2) 化粧品包装等製造業	1件につき 30,700円
<b>5 医療機器の製造業</b>	
(1) 滅菌医療機器製造業	1件につき 81,000円
(2) 一般医療機器製造業	1件につき 77,000円
(3) 医療機器包装等製造業	1件につき 41,300円

(58) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第1項の規定に基づく医

(58) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第14条第1項(同法第23条

薬品等の製造販売の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき213,000円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき53,100円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき86,700円

イ 医薬部外品 1件につき53,200円

(58の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬品等の製造管理又は品質管理(以下「製造管理等」という。)に係る適合性の調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分	金 額
1 医薬品等の製造販売の承認を受けようとするとき。	
(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア 薬事法施行規則第26条第1項第3号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(ウに掲げるものを除く。以下「無菌医薬品の製造管理等」という。)	1品目につき48,700円
イ 薬事法施行規則第26条第1項第4号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(ウに掲げるものを除く。以下「一般医薬品の製造管理等」という。)	1品目につき28,700円
ウ 薬事法施行規則第26条第1項第5号に規定する製造工程のうち包装、表示又は保管(以下「包装等」という。)のみを行う製造所に係るもの(以下「医薬品包装等の製造管理等」という。)	1品目につき13,200円
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
ア 薬事法施行規則第26条第2項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(イに掲げるものを除く。以下「一般体外診断	1品目につき28,700円

において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造又は輸入の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき195,200円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき34,500円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき69,300円

イ 医薬部外品 1件につき34,000円

用医薬品の製造管理等」という。)	
イ 薬事法施行規則第26条第2項第3号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの(以下「体外診断用医薬品包装等の製造管理等」という。)	1品目につき13,200円
(3) 医薬部外品の製造管理等	1品目につき48,700円
ア 薬事法施行規則第26条第3項第1号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(ウに掲げるものを除く。以下「無菌医薬部外品の製造管理等」という。)	
イ 薬事法施行規則第26条第3項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(ウに掲げるものを除く。以下「一般医薬部外品の製造管理等」という。)	1品目につき28,700円
ウ 薬事法施行規則第26条第3項第3号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの(以下「医薬部外品包装等の製造管理等」という。)	1品目につき13,200円
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 薬事法施行規則第26条第5項第2号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(ウに掲げるものを除く。以下「滅菌医療機器の製造管理等」という。)	1品目につき48,700円
イ 薬事法施行規則第26条第5項第3号に規定する製造工程の全部又は一部を行う製造所に係るもの(ウに掲げるものを除く。以下「一般医療機器の製造管理等」という。)	1品目につき28,700円
ウ 薬事法施行規則第26条第5項第4号に規定する製造工程のうち包装等のみを行う製造所に係るもの(以下「医療機器包装等の製造管理等」という。)	1品目につき13,200円
2 医薬品等の製造販売の承認を受けた後5年ごとの期間を経過するとき。	

(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	104,000円 に1品目につき2,100円を加えた額
イ 一般医薬品の製造管理等	72,800円に 1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医薬品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につき300円を加えた額
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	72,800円に 1品目につき1,000円を加えた額
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につき300円を加えた額
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	104,000円 に1品目につき2,100円を加えた額
イ 一般医薬部外品の製造管理等	72,800円に 1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	39,200円に 1品目につき300円を加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	104,000円 に1品目につき2,100円を加えた額
イ 一般医療機器の製造管理等	72,800円に 1品目につき1,000円を加えた額

ウ 医療機器包装等の製造管理等	39,200円につき 1品目につき300円を加えた額
-----------------	-------------------------------

(59) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第14条第9項の規定に基づく医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき108,000円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき22,300円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき34,900円

イ 医薬部外品 1件につき23,000円

(60) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可 1件につき71,000円

(61) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新 1件につき48,700円

(62) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理区分の変更又は追加の許可 1件につき17,700円

(62の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等の製造管理等に係る適合性の調査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

区 分	金 額
1 輸出用の医薬品等を製造しようとするとき。	
(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	1品目につき48,700円
イ 一般医薬品の製造管理等	1品目につき28,700円
ウ 医薬品包装等の製造管理等	1品目につき13,200円
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	

(59) 薬事法施行令第15条の4の規定により処理することとされている薬事法第14条第6項(同法第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造又は輸入の変更の承認 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 医薬品

(ア) 医療用のもの((イ)及び(ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき93,600円

(イ) 薬事法第41条に規定する日本薬局方に収められているもの((ウ)に掲げるものを除く。) 1件につき20,300円

(ウ) 略

(エ) その他のもの 1件につき30,100円

イ 医薬部外品 1件につき20,300円

(60)から(62)まで 削除

ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	1品目につき28,700円
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	1品目につき13,200円
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	1品目につき48,700円
イ 一般医薬部外品の製造管理等	1品目につき28,700円
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	1品目につき13,200円
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	1品目につき48,700円
イ 一般医療機器の製造管理等	1品目につき28,700円
ウ 医療機器包装等の製造管理等	1品目につき13,200円
2 輸出用の医薬品等の製造の開始後5年ごとの期間を経過するとき。	
(1) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)の製造管理等	
ア 無菌医薬品の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円を加えた額
イ 一般医薬品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
ウ 医薬品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(2) 医薬品(体外診断用医薬品に限る。)の製造管理等	
ア 一般体外診断用医薬品の製造管理等	72,800円に1品目につき1,000円を加えた額
イ 体外診断用医薬品包装等の製造管理等	39,200円に1品目につき300円を加えた額
(3) 医薬部外品の製造管理等	
ア 無菌医薬部外品の製造管理等	104,000円に1品目につき2,100円

	円を加えた額
イ 一般医薬部外品の製造管理等	72,800円につき1,000円を加えた額
ウ 医薬部外品包装等の製造管理等	39,200円につき300円を加えた額
(4) 医療機器の製造管理等	
ア 滅菌医療機器の製造管理等	104,000円につき2,100円を加えた額
イ 一般医療機器の製造管理等	72,800円につき1,000円を加えた額
ウ 医療機器包装等の製造管理等	39,200円につき300円を加えた額

(63)~(255) 略

(63)~(255) 略

(256) 削除

(257) 小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令(平成13年政令第383号。以下「小型船舶関係整備令」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる小型船舶関係整備令第1条の規定による改正前の小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令(昭和28年政令第259号。以下「旧小型船舶令」という。)第3条第2項において準用する旧小型船舶令第2条第3項の規定に基づく船舶の検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 全部の検査又は上甲板下全部の検査 1隻につき37,000円

イ その他の検査 1隻につき26,000円

(258) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第3条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行うとき。 1隻につき28,000円

イ 総トン数の変更に係る場合で知事が船舶の検査を行わないとき。 1隻につき4,300円

ウ その他の場合 1隻につき4,300円

(256)から(263)まで 削除

(264)~(281の4) 略

(282) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第2項の規定により行う同条第1項の規定に基づく車両の通行の許可 1通行経路につき200円

(283)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 児童福祉法第18条の9第1項の規定により知事の指定する者に保育士試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第15号の手数料 保育士試験の実施に関する事務を行う者

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(259) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づく船籍票の書換え交付 1隻につき4,300円

(260) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第5条第4項の規定に基づく船籍票の交付 1隻につき4,300円

(261) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第7条の規定に基づく船籍票の再交付 1隻につき4,300円

(262) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第7条の2第1項の規定に基づく船籍票の検認 1隻につき13,000円

(263) 小型船舶関係整備令附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧小型船舶令第8条の3の規定に基づく船籍簿の謄本又は抄本の交付 用紙1枚につき1,000円

(264)~(281の4) 略

(282) 道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第2項の規定により行う同条第1項の規定に基づく車両の通行の許可 1件につき1,500円

(283)~(323) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第2条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場

合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) B C G 経皮接種の実施 1人1回につき590円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の授業料の額は、月額<u>21,900円</u>とする。</p>	<p>(授業料の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の授業料の額は、月額<u>9,400円</u>とする。</p>

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第7条関係)			別表第2(第7条関係)		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
<p>1 薬品若しくは化粧品試験又は衛生材料若しくは医療用具規格試験</p> <p>(1) 規格試験</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するも</p>	1 件につき	14,430円	<p>1 薬品試験</p> <p>(1) 公定書規格試験</p> <p>(2) 定性試験</p> <p>(3) 定量試験</p>	<p>1 件につき</p> <p>1成分につき</p> <p>1成分につき</p>	<p>23,730円</p> <p>1,860円</p> <p>5,060円</p>
			<p>2 衛生材料又は医療用具規格試験</p>	<p>1 件につき</p>	<p>19,430円</p>
			<p>3 化粧品試験</p> <p>(1) 原料基準規格</p>	<p>1 件につき</p>	<p>17,200円</p>

の、試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの			試験		
イ その他のもの	1件につき	33,140円	(2) 定性試験	1成分につき	2,130円
(2) 成分試験			(3) 定量試験	1成分につき	5,350円
ア 前処理の必要がないもの又は前処理として溶媒に溶解するものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	4,883円			
イ 前処理として試薬の添加を行うもの、蒸発乾固を行うものその他これに類する程度の前処理を行うもの	1成分につき	12,285円			
ウ その他のもの	1成分につき	22,619円			
2 ウイルス検査分離 同定検査	1種目につき	16,206円	4 ウイルス検査分離 同定検査	1種目につき	7,620円
3 略			5 略		
4 略			6 略		
5 略			7 略		

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
(1) 体育館使用料				(1) 体育館使用料			
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
略				略			
一般 利用	一般人		略	一般 利用	学生又は一般人		略

(2) 略  
備考 略

2 略

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,470円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,980円
一般人	1人1課程につき 2,460円

(2) 略  
備考 略

2 略

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 810円
高等学校の生徒	1人1課程につき 1,100円
学生又は一般人	1人1課程につき 1,370円

(鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第6条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目(以下この条において「削除別表細目」という。)を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2(第5条関係)			別表第2(第5条関係)		
	区 分	金 額		区 分	金 額
一 分析	1 定性分析		一 分析	1 定性分析	
	(一) 略	略		(一) 略	略
	(二) 特殊定性分析			(二) 特殊定性分析	
	(1) 略	略		(1) 略	略
	(2) <u>電子線微小部分分析装置</u> による分析	1成分につき 2,790円		(2) <u>エックス線マイクロアナライザ</u> による分析	1成分につき 2,950円
	(3) 略	略		(3) 略	略
	(4) <u>エックス線分析顕微鏡</u> による分析	1件につき 2,380円		(4) 略	略
	(5) 略	略		(5) 略	略
	(6) 略	略			
	2 定量分析			2 定量分析	
	(一) 略	略		(一) 略	略
	(二) 特殊定量分析			(二) 特殊定量分析	
	(1) 食品系特殊定量分析 ア <u>ビタミンB<sub>12</sub>、ビタ</u>	略		(1) 食品系特殊定量分析 ア <u>ビタミン</u> の分析	略

	<p>ミンC又はビタミンE の分析</p> <p>イ及びウ 略 略</p> <p>エ 遊離アミノ酸の分離 分析 略</p> <p>オ~キ 略 略</p> <p>ク 食物繊維の分析 1件につき 32,540円</p> <p>ケ 栄養成分の分析</p> <p>(ア) 基礎6成分(水分、たんぱく質、脂質、 灰分、炭水化物及び エネルギー)の分析 1件につき 19,640円</p> <p>(イ) 基礎8成分(水分、たんぱく質、脂質、 灰分、食物繊維、炭 水化物、糖質及びエ ネルギー)の分析 1件につき 52,440円</p> <p>コ 高速液体分離分析装 置(高速液体クロマト グラフ)による分析 1件につき 16,260円</p> <p>サ 気体分離分析装置 (ガスクロマトグラフ) による分析 1件につき 31,050円</p> <p>シ 略 略</p> <p>(2) エックス線分析顕微鏡 による分析 1成分につ き 4,700円</p> <p>(3) 略 略</p> <p>(4) 略 略</p> <p>(5) 略 略</p> <p>(6) 略 略</p> <p>(7) グロー放電発光分光分 析装置による分析 1件につき 4,950円</p> <p>(8) 略 略</p>	
二 試験	<p>1 略 略</p> <p>2 紙の試験</p> <p>(一) 引張試験 1件につき 2,190円</p> <p>(二) 略 略</p> <p>(三) 引裂試験、耐折試験又 は柔軟度試験 1件につき 1,840円</p> <p>(四) 略 略</p> <p>3 木質材料又は木製品の試験</p> <p>(一) 材料の強度試験 1件につき 1,160円</p> <p>(二) 接着強度試験 1件につき 2,720円</p> <p>(三)~(八) 略 略</p>	
		<p>イ及びウ 略 略</p> <p>エ アミノ酸の分離分析 略</p> <p>オ~キ 略 略</p> <p>ク 炭水化物の算出 1件につき 260円</p> <p>ケ エネルギーの計算 1件につき 260円</p> <p>コ 略 略</p> <p>(2) 略 略</p> <p>(3) 略 略</p> <p>(4) 略 略</p> <p>(5) 略 略</p> <p>(6) 略 略</p>
二 試験		<p>1 略 略</p> <p>2 紙の試験</p> <p>(一) 引張試験 1件につき 1,960円</p> <p>(二) 略 略</p> <p>(三) 引裂試験、耐折試験又 は柔軟度試験 1件につき 1,620円</p> <p>(四) 略 略</p> <p>3 木質材料又は木製品の試験</p> <p>(一) 材料の強度試験 1件につき 970円</p> <p>(二) 接着強度試験 1件につき 2,280円</p> <p>(三)~(八) 略 略</p>

	<p>4 金属の試験</p> <p>(一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験</p> <p>(1) 略 略</p> <p>(2) インストロン型試験機によるもの 1件につき 1,420円</p> <p>(二)~(九) 略 略</p> <p>5及び6 略 略</p>		<p>4 金属の試験</p> <p>(一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験</p> <p>(1) 略 略</p> <p>(2) インストロン型試験機によるもの</p> <p>ア 高温試験 1件につき 8,370円</p> <p>イ 常温試験 1件につき 1,550円</p> <p>ウ 低温試験 1件につき 8,500円</p> <p>(二)~(九) 略 略</p> <p>5及び6 略 略</p>	
三 略			三 略	
四 加工	<p>1及び2 略 略</p> <p>3 木材の人工乾燥 1日につき 6,070円</p>		四 加工	<p>1及び2 略 略</p> <p>3 木材の人工乾燥 1日につき 4,760円</p>
五 写真	<p>4 略 略</p> <p>1 略 略</p> <p>2 電子顕微鏡写真 1枚につき 6,730円</p> <p>3 略 略</p>		五 写真	<p>4 略 略</p> <p>1 略 略</p> <p>2 電子顕微鏡写真 1枚につき 7,360円</p> <p>3 略 略</p>
六~八 略			六~八 略	

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 前条の許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第9条 前条の許可を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち学生又は一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第8条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和50年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区 分	金 額	区 分	金 額
1 土壌分析		1 土壌分析	
(1)~(4) 略	略	(1)~(4) 略	略
(5) 炭素(腐植)、置換容量、窒素、リン酸、加里、石灰、苦土、けい酸、塩素又はリン酸吸収係数	1成分につき 2,960円	(5) 腐植、置換容量、窒素、リン酸、加里、石灰、苦土、珪酸、塩素又はリン酸吸収係数	1成分につき 2,960円
(6) ほう素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀、クロム、ニッケル又は鉛	1成分につき 6,590円	(6) 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(7) 有機塩素剤又は有機リン剤	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円を加算する。	(7) 有機塩素剤又は有機リン剤	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円を加算する。
(8) 略	略	(8) 略	略
2 作物体分析		2 作物体分析	
(1) 窒素、リン酸、加里、石灰又は苦土	1成分につき 2,960円	(1) 窒素、リン酸、加里、石灰又は苦土	1成分につき 2,960円
(2) ほう素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円	(2) 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円
(3) 有機塩素剤又は有機リン剤	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円を加算する。	(3) 有機塩素剤又は有機リン剤	1成分につき 23,100円 1成分増すごとに1,470円を加算する。
(4) 略	略	(4) 略	略
3 かんがい水分析		3 かんがい水分析	
(1) 懸濁物質	1件につき 2,960円	(1) 略	略
(2) 略	略	(2) 略	略
(3) 略	略	(3) 窒素、リン酸、加里、珪酸、塩素、石灰又は苦土	1成分につき 2,960円
(4) 窒素、リン酸、加里、けい酸、塩素、石灰又は苦土	1成分につき 2,960円	(4) 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガン、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき 6,590円

又は鉛					
(6) 有機塩素剤又は有機リン剤	1成分につき	18,150円	(5) 有機塩素剤又は有機リン剤	1成分につき	18,150円
	1成分増すごとに	1,470円		1成分増すごとに	1,470円
	を加算する。			を加算する。	
(7) 略	略		(6) 略	略	
4 肥料分析			4 肥料分析		
(1)及び(2) 略	略		(1)及び(2) 略	略	
(3) アンモニア性窒素、 枸溶性リン酸、可溶性リン酸、 水溶性リン酸、塩分、 水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂)	1成分につき	1,970円	(3) アンモニア性窒素、 枸溶性リン酸、可溶性リン酸、 水溶性リン酸、塩分、 水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂)	1成分につき	1,970円
(4) 置換容量、硝酸性窒素、 リン酸全量、炭素(腐植)又はアルカリ分	1成分につき	2,960円	(4) 硝酸性窒素、リン酸全量 又はアルカリ分	1成分につき	2,960円
(5) 略	略		(5) 略	略	
(6) ほう素、苦土、けい酸、 石灰又はマンガン	1成分につき	4,280円	(6) ほう素、苦土、珪酸、 石灰又はマンガン	1成分につき	4,280円
(7) 灰分、水素イオン濃度 又は電気伝導度	1項目につき	2,620円	(7) 灰分	1件につき	2,620円
(8)~(10) 略	略		(8)~(10) 略	略	
(11) アルミニウム、チタン、 クロム、鉄、ニッケル、 銅、亜鉛、砒素、モリブデン、 カドミウム、水銀又は鉛	1成分につき	6,590円	(11) アルミニウム、チタン、 クロム、鉄、ニッケル、 銅、亜鉛、砒素、モリブデン、 カドミウム又は鉛	1成分につき	6,590円
5及び6 略	略		5及び6 略	略	

(鳥取県林業試験場手数料等徴収条例の一部改正)

第9条 鳥取県林業試験場手数料等徴収条例(平成8年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表(第3条関係)			別表(第3条関係)		
1 試験手数料			1 試験手数料		
区 分		金額(1件)	区 分		金額(1件)
略			略		
(4) 環境試験	ア 燃焼試験	1,080円	(4) 環境試験		1,080円
	イ 含水率試験	4,160円 1試験片増すごとに400円を加算する。			
(5) 物性試験	略		(5) 物性試験	略	

	イ 磨耗試験	940円
(6) その他の試験	その都度知事が定める額	

2及び3 略

	イ 磨耗試験	940円
--	--------	------

2及び3 略

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第10条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前					
別表第4(第8条関係)					別表第4(第8条関係)					
1 施設使用料					1 施設使用料					
(1) 鳥取県立布勢総合運動公園					(1) 鳥取県立布勢総合運動公園					
	区	分	単	金		区	分	単	金	
陸上競技場	グラウンド	一般利用	一般人	1人 1回につき	160円	グラウンド	一般利用	学生又は一般人	1人 1回につき	160円
		専用利用	営利を目的としない場合	幼児、児童、中学校その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	1時間につき		1,900円	専用利用	営利を目的としない場合	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒又は学生(以下「生徒等」という。)
	一般人			1時間につき	2,600円	入場料等を徴収するとき。	学生又は一般人			1時間につき
	学生等		1時間につき	9,900円	生徒等		1時間につき		9,900円	
	一般人	1時間につき	13,200円	学生又は一般人	1時間につき	13,200円				
略					略					
屋内練習場	一般利用	一般人	1人 1回につき	30円	屋内練習場	一般利用	学生又は一般人	1人 1回につき	30円	

略						
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	110円	
		回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	1,100円	
		1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	720円	
略						
略						
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき	学生等	1時間につき	1,700円
			一般人	1時間につき	2,300円	
		入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	3,500円	
			一般人	1時間につき	4,800円	
略						
略						
球技場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	900円	
			一般人	1時間につき	1,300円	
		入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	4,900円	
			一般人	1時間につき	6,600円	
略						
補助競技場	学生等			1時間につき	700円	
	一般人			1時間につき	900円	
略						

略						
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人	1人1回につき	110円	
		回数券により利用する場合	学生又は一般人	回数券11枚につき	1,100円	
		1月利用券により利用する場合	学生又は一般人	1人につき	720円	
略						
略						
野球場	グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき	生徒等	1時間につき	1,700円
			学生又は一般人	1時間につき	2,300円	
		入場料等を徴収するとき。	生徒等	1時間につき	3,500円	
			学生又は一般人	1時間につき	4,800円	
略						
略						
球技場	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	生徒等	1時間につき	900円	
			学生又は一般人	1時間につき	1,300円	
		入場料等を徴収するとき。	生徒等	1時間につき	4,900円	
			学生又は一般人	1時間につき	6,600円	
略						
補助競技場	生徒等			1時間につき	700円	
	学生又は一般人			1時間につき	900円	
略						

鳥取県民体育館	メインアリーナ	一般利用	一般人	1人 1回につき	60円	
		略				
	略					
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人 1回につき	290円
			回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	2,900円
1月利用券により利用する場合			一般人	1人につき	1,920円	
略						
多目的広場	学生等			1時間につき	700円	
	一般人			1時間につき	900円	

鳥取県民体育館	メインアリーナ	一般利用	学生又は一般人	1人 1回につき	60円	
		略				
	略					
	トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人	1人 1回につき	290円
			回数券により利用する場合	学生又は一般人	回数券11枚につき	2,900円
1月利用券により利用する場合			学生又は一般人	1人につき	1,920円	
略						
多目的広場	生徒等			1時間につき	700円	
	学生又は一般人			1時間につき	900円	

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	体育室	一般利用 一般人	1人 1回につき 70円
	略		
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人 1人 1回につき 110円
		回数券により利用する場合	一般人 回数券11枚につき 1,100円
		1月利用券により利用する場合	一般人 1人につき 720円
略			
略			
略			

備考 略

2 略

(2) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

区 分		単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター	体育室	一般利用 学生又は一般人	1人 1回につき 70円
	略		
トレーニングルーム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	学生又は一般人 1人 1回につき 110円
		回数券により利用する場合	学生又は一般人 回数券11枚につき 1,100円
		1月利用券により利用する場合	学生又は一般人 1人につき 720円
略			
略			
略			

備考 略

2 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第11条 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)~(31) 略</p> <p><u>(31の2) 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録</u> 1件につき23,000円</p> <p><u>(31の3) 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録の更新</u> 1件につき23,000円</p> <p><u>(31の4) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付</u> 1件につき9,900円</p> <p><u>(31の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の実施</u> 1件につき19,000円</p> <p><u>(31の6) 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定</u> 1件につき4,500円</p> <p><u>(31の7) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付</u> 1件につき2,100円</p> <p><u>(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付</u> 1件につき2,000円</p> <p>(32)~(35) 略</p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき1,650円(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,650円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)</p> <p>イ 略</p> <p>(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,200円</p> <p>イ 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)~(31) 略</p> <p>(31の2) 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録 1件につき23,000円</p> <p>(31の3) 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく放置車両の確認等に関する事務を行う法人の登録の更新 1件につき23,000円</p> <p>(31の4) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付 1件につき9,900円</p> <p>(31の5) 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習の実施 1件につき19,000円</p> <p>(31の6) 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規定に基づく認定 1件につき4,500円</p> <p>(31の7) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付 1件につき2,100円</p> <p>(31の8) 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付 1件につき2,000円</p> <p>(32)~(35) 略</p> <p>(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき1,750円(道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,750円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)</p> <p>イ 略</p> <p>(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付 次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,350円</p> <p>イ 略</p>

(38)~(42) 略 (43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,100円 (43の2)~(68) 略 2 略	(38)~(42) 略 (43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,250円 (43の2)~(68) 略 2 略
---	---

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																										
別表(第6条関係) 1 施設使用料 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>宿泊する場合</th> <th>宿泊しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般人</td> <td>青年</td> <td>1人1泊につき 580円</td> <td>1人1日につき 290円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき 880円</td> <td>1人1日につき 440円</td> </tr> </tbody> </table> 2 略 備考 この表において「青年」とは、満15歳以上満25歳未満の者(中学校及び高等学校の生徒並びに学生を除く。)及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。	区 分		金 額		宿泊する場合	宿泊しない場合	一般人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円	その他の者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円	別表(第6条関係) 1 施設使用料 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>宿泊する場合</th> <th>宿泊しない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学生又は一般 人</td> <td>青年</td> <td>1人1泊につき 580円</td> <td>1人1日につき 290円</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>1人1泊につき 880円</td> <td>1人1日につき 440円</td> </tr> </tbody> </table> 2 略 備考 この表において「青年」とは、満15歳以上満25歳未満の者(中学校及び高等学校の生徒を除く。)及び青年団その他教育委員会が定める団体が利用する場合における当該団体の構成員をいう。	区 分		金 額		宿泊する場合	宿泊しない場合	学生又は一般 人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円	その他の者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円
区 分			金 額																								
		宿泊する場合	宿泊しない場合																								
一般人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円																								
	その他の者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円																								
区 分		金 額																									
		宿泊する場合	宿泊しない場合																								
学生又は一般 人	青年	1人1泊につき 580円	1人1日につき 290円																								
	その他の者	1人1泊につき 880円	1人1日につき 440円																								

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
別表(第4条関係) 1 通常展示の入館料 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人(一般人に限る。)</td> <td>1人1回につき 180円</td> </tr> <tr> <td>団体(一般人の団体であ</td> <td>1人1回につき 150円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	個人(一般人に限る。)	1人1回につき 180円	団体(一般人の団体であ	1人1回につき 150円	別表(第4条関係) 1 通常展示の入館料 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人(学生又は一般人に限る。)</td> <td>1人1回につき 180円</td> </tr> <tr> <td>団体(学生又は一般人の</td> <td>1人1回につき 150円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 180円	団体(学生又は一般人の	1人1回につき 150円
区 分	金 額												
個人(一般人に限る。)	1人1回につき 180円												
団体(一般人の団体であ	1人1回につき 150円												
区 分	金 額												
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 180円												
団体(学生又は一般人の	1人1回につき 150円												

って20人以上のものに限る。)

2 略

3 展示室等使用料

区 分	金 額
第1展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,760円
第2展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,760円
略	
講堂	1日につき 8,600円
	半日につき 4,300円
略	

備考

1 略

2 午後5時を超えて展示室又は講堂を利用するときは、この表に定める使用料の額に、1時間につき次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料を加算する。この場合において、利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

区 分	金 額
第1展示室	1時間につき 2,690円
第2展示室	1時間につき 2,690円
第3展示室	1時間につき 2,100円
講堂	1時間につき 1,070円

3 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料(備考2により加算した使用料を含む。)の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

団体であって20人以上のものに限る。)

2 略

3 展示室等使用料

区 分	金 額
第1展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,810円
第2展示室	1日につき 21,520円
	半日につき 10,810円
略	
講堂	1日につき 8,610円
	半日につき 4,300円
略	

備考

1 略

2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の2割に相当する額を加算する。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)			
1 施設使用料				1 施設使用料			
区 分		単 位	金 額	区 分		単 位	金 額
一般	一般人	1人1回につき	150円	一般	学生又は一般人	1人1回につき	150円

利用	1人1月につき	1,620円
略		

備考 略

2 略

3 武道教室参加料

区 分	金 額	
略		
高等学校の生徒 又は学生	1人1課程につき	1,360円
一般人	1人1課程につき	1,770円

別表第2(第4条関係)

1 施設使用料

区 分		金 額		
プール 一 般 利 用	個人 回数券又は1 月利用券、3 月利用券若し くは6月利用 券によらない で利用する場 合	略		
		高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人1回につ き 580円
			冷水	1人1回につ き 400円
		一般人	温水	1人1回につ き 730円
			冷水	1人1回につ き 500円
		回数券により 利用する場合	略	
	高等学 校の生 徒又は 学生		温水	回数券11枚につ き 5,880円
			冷水	回数券11枚につ き 4,090円
	一般人		温水	回数券11枚につ き 7,350円
			冷水	回数券11枚につ き 5,040円
	1月利用券に より利用する 場合		略	
		高等学 校の生 徒又は 学生	温水	1人につき 3,920円
冷水			1人につき 2,720円	
一般人		温水	1人につき 4,960円	
		冷水	1人につき 3,360円	
3月利用券に より利用する		略		

利用	1人1月につき	1,620円
略		

備考 略

2 略

3 武道教室参加料

区 分	金 額	
略		
高等学校の生徒	1人1課程につき	1,360円
学生又は一般人	1人1課程につき	1,770円

別表第2(第4条関係)

1 施設使用料

区 分		金 額		
プール 一 般 利 用	個人 回数券又は1 月利用券、3 月利用券若し くは6月利用 券によらない で利用する場 合	略		
		高等学 校の生 徒	温水	1人1回につ き 580円
			冷水	1人1回につ き 400円
		学生又 は一般 人	温水	1人1回につ き 730円
			冷水	1人1回につ き 500円
		回数券により 利用する場合	略	
	高等学 校の生 徒		温水	回数券11枚につ き 5,880円
			冷水	回数券11枚につ き 4,090円
	学生又 は一般 人		温水	回数券11枚につ き 7,350円
			冷水	回数券11枚につ き 5,040円
	1月利用券に より利用する 場合		略	
		高等学 校の生 徒	温水	1人につき 3,920円
冷水			1人につき 2,720円	
学生又 は一般 人		温水	1人につき 4,960円	
		冷水	1人につき 3,360円	
3月利用券に より利用する		略		

場合	高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 11,040円	
		冷水	1人につき 7,680円	
		一般人	温水	1人につき 13,920円
			冷水	1人につき 9,600円
	6月利用券により利用する場合	略		
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき 19,200円
			冷水	1人につき 16,320円
		一般人	温水	1人につき 24,480円
	冷水		1人につき 20,640円	
	団体(20人以上のものに限る。)	略		
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき 460円
			冷水	1人1回につき 320円
一般人		温水	1人1回につき 580円	
	冷水	1人1回につき 400円		
略				
略				
鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホール	一般人	1人1回につき 70円		
		略		

備考 略

2 水泳教室参加料

区 分	金 額
一般水泳教室	略
	高等学校の生徒又は学生 1人1課程につき 7,330円
	一般人 1人1課程につき 8,430円
略	

場合	高等学校の生徒	温水	1人につき 11,040円	
		冷水	1人につき 7,680円	
		学生又は一般人	温水	1人につき 13,920円
			冷水	1人につき 9,600円
	6月利用券により利用する場合	略		
		高等学校の生徒	温水	1人につき 19,200円
			冷水	1人につき 16,320円
		学生又は一般人	温水	1人につき 24,480円
	冷水		1人につき 20,640円	
	団体(20人以上のものに限る。)	略		
		高等学校の生徒	温水	1人1回につき 460円
			冷水	1人1回につき 320円
学生又は一般人		温水	1人1回につき 580円	
	冷水	1人1回につき 400円		
略				
略				
鳥取県営米子屋内プールのトレーニングホール	学生又は一般人	1人1回につき 70円		
		略		

備考 略

2 水泳教室参加料

区 分	金 額
一般水泳教室	略
	高等学校の生徒 1人1課程につき 7,330円
	学生又は一般人 1人1課程につき 8,430円
略	

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
1 施設使用料					1 施設使用料				
区 分		単 位		金額	区 分		単 位		金額
体 育 館	略				体 育 館	略			
	一般利用	一般人	1人1回につき	70円		一般利用	学生又は 一般人	1人1回につき	70円
略					略				
備考 略					備考 略				
2 略					2 略				
3 スポーツ教室参加料					3 スポーツ教室参加料				
区 分		金 額			区 分		金 額		
児童又は中学校の生徒		1人1課程につき	1,470円		児童又は中学校の生徒		1人1課程につき	810円	
高等学校の生徒又は学生		1人1課程につき	1,980円		高等学校の生徒		1人1課程につき	1,100円	
一般人		1人1課程につき	2,460円		学生又は一般人		1人1課程につき	1,370円	

（鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第16条 鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第7条関係）					別表（第7条関係）				
1 給水料金					1 給水料金				
区 分		金 額			区 分		金 額		
日野川 工業用 水道	1 米	略			日野川 工業用 水道	1 米	略		
	子市 石州 府工 業団 地に 係る 区域	2 1	基本料	基本使用水		2 1	基本料	基本使用水	20円
	以外 の区	金	量1立方メ ートルにつ			金	量1立方メ ートルにつ	18円	

	域	き	
		特定料金	特定使用水量1立方メートルにつき （特別の理由があるときは、 <u>20円</u> 以下で知事が別に定める額）
	域	き	
		超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき <u>40円</u>
略			

備考 略

2 略

	域	き	
		特定料金	特定使用水量1立方メートルにつき （特別の理由があるときは、 <u>18円</u> 以下で知事が別に定める額）
	域	き	
		超過料金	超過使用水量1立方メートルにつき <u>36円</u>
略			

備考 略

2 略

（鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第17条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診</td> <td>平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 長期入院診療料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年厚生労働省告示第88号（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180</td> <td>平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診	平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額	区 分	金 額	平成14年厚生労働省告示第88号（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180	平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～3 略</p> <p>4 非紹介患者初診加算料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診</td> <td>初診料算定1回につき <u>420円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき <u>420円</u>
区 分	金 額												
平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診	平成6年厚生省告示第54号に定める紹介患者加算の点数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額												
区 分	金 額												
平成14年厚生労働省告示第88号（選定療養及び特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第4号に規定する者を除いた者に係る同告示第3号の規定により計算した入院期間が180	平成14年厚生労働省告示第88号第5号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額												
区 分	金 額												
平成6年厚生省告示第236号（健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養）第3号に規定する初診	初診料算定1回につき <u>420円</u>												

<p>日を超えた日以後の入院</p> <p>注 病院事業の管理者は、4の表金額欄の額を病院ごとに告示するものとする。</p> <p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>
--	-------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第11条中鳥取県警察手数料条例第2条第1項に第31号の2から第31号の8までを加える改正 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号。以下「改正法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(2) 第17条(同条中鳥取県営病院事業の設置等に関する条例別表第1に5を加える改正(次号において「追加改正」という。)を除く。)の改正 平成17年5月1日

(3) 第17条(追加改正に限る。)の改正 平成17年10月1日

(4) 次項から附則第4項までの規定 公布の日

(5) 附則第6項から第8項までの規定 改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(施行日前の製造販売業の許可の申請等に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成15年政令第535号)附則第9条の規定により薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成14年法律第96号)第2条の規定による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第12条第1項若しくは第13条第1項の許可、同法第14条第1項の承認又は同条第6項若しくは同法第80条第1項の調査を受けようとする者の行う申請については、第1条の規定による改正後の鳥取県手数料徴収条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)第2条第1項第55号の4、第56号、第58号、第58号の2及び第62号の2に掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数料を徴収する。

3 新条例第3条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

4 附則第2項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の行為については、新条例第2条第1項の規定にかかわらず、同項第55号の4、第56号、第58号、第58号の2及び第62号の2の手数料は、徴収しない。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第3条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成17年4月分	月額 20,600円
平成17年5月分以降	月額 20,200円

(放置車両の確認等に関する事務の委託に関する準備行為に係る手数料の徴収)

6 改正法附則第2条の規定により附則第1項第1号に掲げる日前行うことができることとされた改正法第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項及び第51条の13第1項の規定に基づく行為については、第11条の規定による改正後の鳥取県警察手数料条例(次項及び附則第8項において「新条例」という。)第2条第1項第31号の2から第31号の8までに掲げる事務ごとに当該各号に定める額の手数料を徴収する。

7 新条例第4条から第7条までの規定は、前項の手数料について準用する。

8 附則第6項の規定により徴収された手数料に係る審査を受けた後の行為については、新条例第2条第1項の

規定にかかわらず、同項第31号の2から第31号の8までの手数料は、徴収しない。

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日前から継続して供給している日野川工業用水道の供給(米子市石州府工業団地に係る区域に係るものを除く。)で、施行日から平成17年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る基本料金及び特定料金並びに施行日から平成17年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る超過料金については、第16条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。